

告 示

埼玉県告示第五百十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県所沢市狭山ヶ丘一丁目二千九百九十六番地

有限会社丸崧ストアー

二 指定年月日

平成二十九年四月十七日